

「大住土地区画整理組合設立準備委員会」の役員のメンバーは、前号で紹介しました。
以下に、「顧問・相談役」、「特別会員」と「大住工業用地拡大事業支援プロジェクト担当者」を敬称略にて紹介します。

【顧問・相談役】

顧問 井上 公
顧問 市田 博
相談役 芝 裕一 *
(岡村区農業委員)

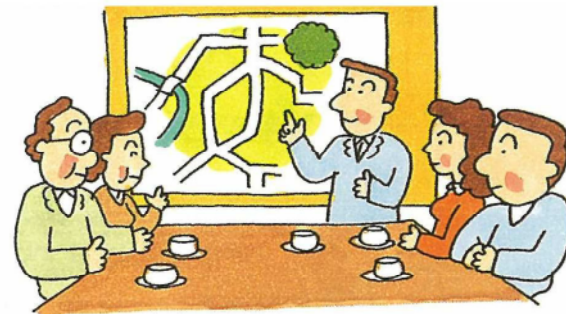
【特別会員】

市政協力員(西八区) 西村 喜雄
市政協力員(東林区) 藤田 英雄
市政協力員(岡村区) 岡本 泉
農政協力員(西八区) 橋本 金治
農政協力員(東林区) 藤田 茂(役員) *
農政協力員(岡村区) 小倉 譲
農業委員(西八区) 橋本 昇 *
農業委員(東林区) 本林 彦和 *

*印は、会員の方です。

【大住工業用地拡大事業支援プロジェクト担当者】

建設部建設政策推進室 参与 吉川 勲
建設部都市計画課 課長 礒谷 恵市
建設部都市計画課計画調整係 係長 岡本 仁
建設部都市計画課計画調整係 主事 橋野 裕美
建設部開発指導課 主任 宮崎 哲
経済環境部農政課 課長 今村 繁宏
経済環境部産業振興課 課長 杉本 圭司

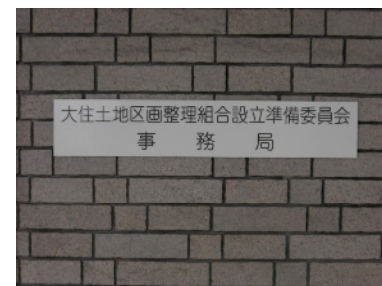


【事務局を開設しました】

事業のパートナーである牧草コンサルタンツ株式会社内に事務局を開設することになりました。
今後、区画整理事業に関してわからないこと、知りたいことなど相談のある方は、お気軽にお立ち寄りください。

【事務局】

場所 京田辺市東西神屋28番地の1
牧草コンサルタンツ(株) 内
電話 0774-62-3448(直通) Fax 0774-62-4617



事務局入り口(玄関)

大住土地区画整理組合設立準備委員会機関誌

おおすみ

(仮称です。愛称募集します。)

平成23年4月26日 第二号
編集 大住土地区画整理組合設立準備委員会
発行 会長 小田 壽樹
事務局 牧草コンサルタンツ株式会社 内
京田辺市東西神屋28番地の1 0774-62-3448

ご挨拶

京田辺市長 石井 明三

大住土地区画整理組合設立準備委員会の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

準備委員会設立以降、土地区画整理組合の設立に向けた体制の強化が図られてまいりましたことは、大きな前進であり大変喜ばしいことと存じます。

貴準備委員会の取り組みは、本市における第二京阪道路や新名神高速道路の高速道路ネットワークを活かした新たな工業用地の創出に寄与し、大住地域の活性化、ひいては本市のまちづくりの一翼を担う重要な取り組みであります。

地域の活性化、地域力の向上が大切な要素となっている現在、本市といたしましても引き続き支援を継続して参りたいと考えていますので、土地区画整理組合の設立に向けた更なる取り組みを期待しております。

最後になりましたが、今後とも貴準備委員会の益々のご発展をお祈り申し上げます。

【地権者説明会開催】

今回の地権者説明会では、大住地域の将来像や区画整理事業の進め方について地権者の皆さんと話し合いの場をもちたいと考えております。

そこで下記のように説明会を開催致します。

ご都合に合わせていずれかの会場にご参集ください。

日	時	場所
5月 7日(土)	午後7時30分～	西八集落センター
5月 8日(日)	午後1時30分～	北部住民センター
5月 8日(日)	午後7時30分～	東林公民館
5月15日(日)	午後7時30分～	岡村公民館

【お願い】

準備委員会の活動を定期的にお知らせする「広報誌」の発行を行います。
第一号でお願いしましたように仮称として「広報 おおすみ」としてはいますが、ながく続けられ、関係者に親しみを持って読んでいただけるような「愛称」を募集いたします。

どなたからでも結構ですので、下記までふるってご応募ください。

準備委員会 会長 小田 壽樹 宅 ファクス番号 0774-65-5287

事務局 牧草コンサルタンツ(株) ファクス 0774-62-4617 メール project@makigusa.co.jp

「大住土地区画整理事業施行に係る業務の覚書」

準備委員会では、地権者の皆様の意向を受け、土地区画整理事業への取り組みを推進するため、事業のパートナーである牧草コンサルタンツ株式会社と覚書の締結をいたしました。

その「覚書」は、別紙【保存版】(5～8ページ)をご覧ください。

【覚書解説編】

(業務の内容)

第1条(1)～(3)までの業務とは、土地区画整理事業の認可をとるために必要となる準備作業です。

土地区画整理事業を行うためには、現状の農用地として保全すべき農用地区域から除外する手続きと市街化を図るべき区域にする必要があります。

つまり、(1)～(3)は、組合設立と土地区画整理事業の認可のための準備作業となります。

(3)～(21)までの業務は、土地区画整理事業認可後の調査・測量・設計等の業務すべてを意味しています。

本業務を委託した理由として、次のことを考慮しました。

- ・本事業は、緊急性があり京田辺市の支援事業であること
- ・組合設立認可後の業務を先行着手する可能性が高いこと
- ・委託業務を分割することで時間的なロスとコストがかかること
- ・専門性を要するため部分委託契約が本業務に馴染まないこと
- ・提案書選定の時点ですでに競争が終了しているとの考え方から、行政機関においても随意契約により業務委託をしていること

以上の理由から準備委員会では、第1条(業務の内容)のとおり委託することにしました。

(委託契約)

第2条では、将来組合が設立された際には、組合と牧草コンサルタンツ株式会社が委託契約を締結することを約束しています。

(先行業務・指示)

第3条および第4条では、先行すべき業務が発生したときには、その業務を実施するため、準備委員会は牧草コンサルタンツ株式会社に指示書を発行することを約束しています。

(業務の変更)

第5条では、業務内容を変更できる余地をもうけています。

(債権債務の引き継ぎ)

第6条では、準備委員会と牧草コンサルタンツ株式会社との間の債権債務は、組合が設立された段階で組合に引き継ぐことを約束しています。

(相互協力)

第7条では、準備委員会と牧草コンサルタンツ株式会社は、互いに協力し企業の誘致、事業用地の販売促進に努めることとしています。

また、企業立地を促進するため互いに京田辺市への支援を要請していくことを約束しています。

(京田辺市の支援・協力の要請)

第8条では、準備委員会と牧草コンサルタンツ株式会社は、京田辺市の支援を最大限に活用し組合員の負担を軽減するよう求めていきます。

また、京田辺市・京都府並びに国との協議が円滑に進むよう互いに協力することを約束しています。

(合意形成)

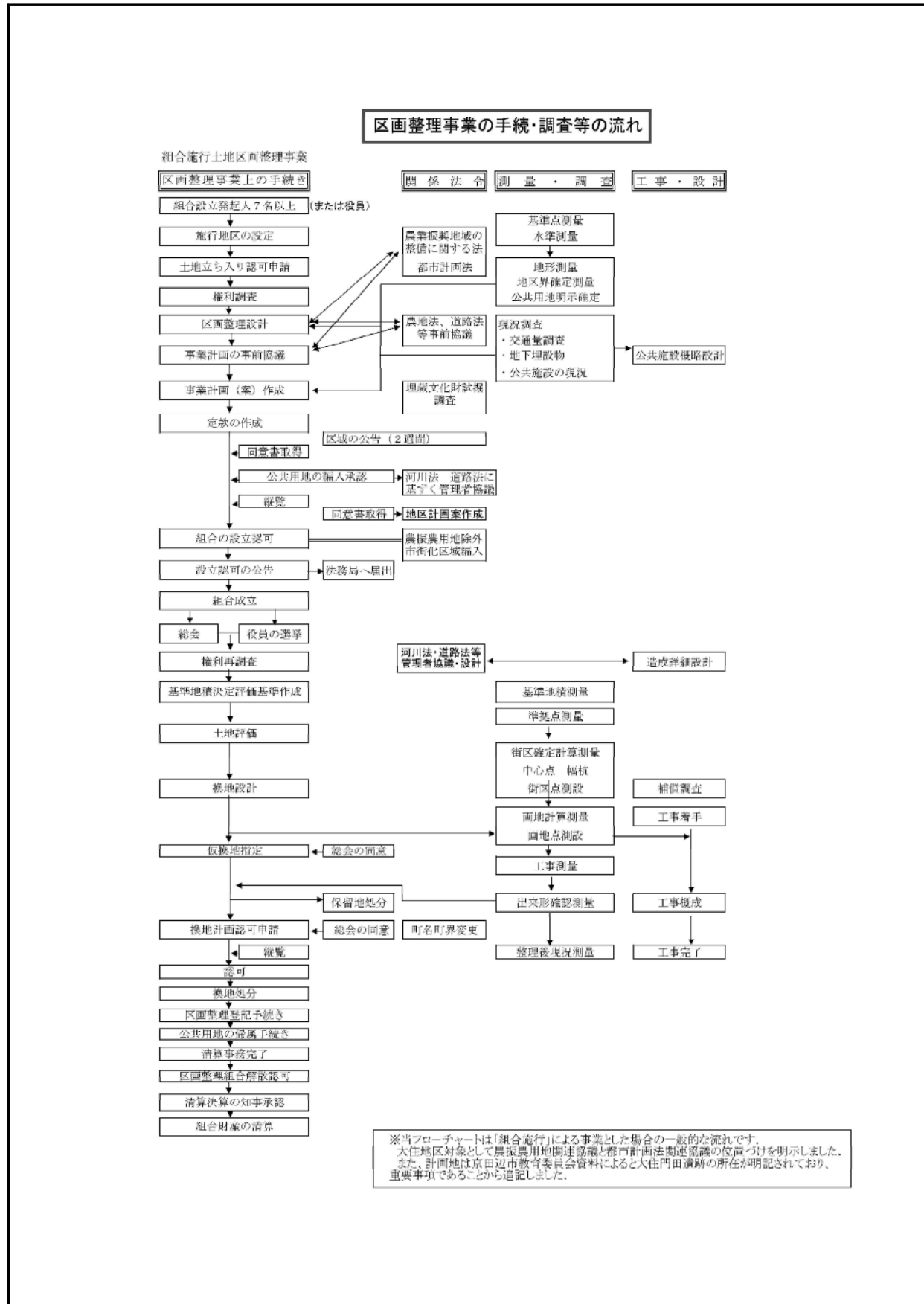
第9条では、牧草コンサルタンツ株式会社は、同意書の取得活動を支援することを約束しています。

(費用負担)

第10条では、万一組合が設立されなかった場合の費用負担を協議により決めることを約束しています。

平成 23 年 4 月 6 日洛南タイムスより

「大住土地区画整理事業施行に係る業務の覚書」(写)



「大住土地区画整理事業施行に係る業務の覚書」(写)

大住土地区画整理事業施行に係る業務の覚書

大住土地区画整理組合設立準備委員会（以下「甲」という。）と牧草コンサルタンツ株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が設立する予定の土地区画整理組合（以下「組合」という。）の施行する大住土地区画整理事業（以下「本事業」という。）の業務に関する基本的事項について、次のとおり覚書を締結する。

(業務の内容)

第1条 甲は乙に本事業の施行に関する次に掲げる(1)から(21)の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 農業振興地域農用地の除外に関する一切の業務
- (2) 市街化区域への編入に関する一切の業務
- (3) 土地区画整理組合の設立認可に関する一切の業務
- (4) 換地設計に関する一切の業務
- (5) 定款の変更又は事業計画の変更に関する一切の業務
- (6) 仮換地指定に関する一切の業務
- (7) 建築物等の補償に関する一切の業務
- (8) 換地計画に関する一切の業務
- (9) 換地処分に関する一切の業務
- (10) 町名・地番変更に関する一切の業務
- (11) 登記に関する一切の業務
- (12) 清算金の徴収及び交付に関する一切の業務
- (13) 組合の解散、清算組合に関する一切の業務
- (14) 所管行政官公署に対する一切の業務
- (15) 関係権利者に対する通知事務
- (16) 測量及び調査に関する一切の業務
- (17) 画地、道路、公園等の設計に関する一切の業務
- (18) 工事の発注に関する一切の業務
- (19) 総会・役員会等会議の準備に関する一切の業務
- (20) 選挙に関する一切の業務
- (21) その他本事業に係る事務的又は技術的処理業務

(委託契約)

第2条 甲及び乙は、組合設立総会後速やかに組合を委任者、乙を受託者として本業務に関する土地区画整理事業業務委託契約を締結することに合意する。

(先行業務)

第3条 甲及び乙は、本事業の工程上、組合設立のために事前に行わなければならない本事業に係る調査・測量・設計等の業務を、先行して実施することに合意する。

【保存版】

「大住土地区画整理事業施行に係る業務の覚書」(写)

(先行業務の指示)
 第4条 甲及び乙は、前条の規定において組合設立前に先行して実施する業務については、甲は乙に指示書を発行する。

(業務の変更)
 第5条 甲及び乙は、地権者の合意形成のため、もしくは関係機関との協議の結果、本事業の業務以外の業務を行う場合は、業務内容を変更することがある。

(債権債務の引継ぎ)
 第6条 甲乙間の債権債務は、土地区画整理組合に引き継ぐものとする。

(相互協力)
 第7条 甲及び乙は、土地区画整理事業の施行を確実にするため、企業の誘致、事業用地の販売促進（以下「誘致活動」という。）を互いに協力し努力する。
 2 甲及び乙は、誘致活動を促進し、企業の立地費用が低減する次の対策を京田辺市に要請する。
 (1) 企業誘致や保留地販売の宣伝等の公告支援。
 (2) 法的手続きの迅速化など、誘致企業が進出し易くなるための支援。
 (3) 誘致企業に対する資金融資、課税の優遇措置等についての支援。

(京田辺市の支援・協力の要請)
 第8条 甲及び乙は、本事業は緊急性があり、京田辺市の支援事業であることから、京田辺市大住工業専用地域拡大事業補助金交付金制度の最大限の活用と、当該補助金の補助率及び補助適用範囲の拡大等財政的支援を求め、よって本事業の事業費にかかる組合員の負担を軽減するものとする。
 2 甲及び乙は、京田辺市と緊密に連携をはかりながら、迅速且つ円滑に業務を推進する。
 3 甲及び乙は、京田辺市が京都府並びに国との協議が円滑に進むよう互いに協力する。

(合意形成)
 第9条 甲は、地権者の合意形成及び必要な同意書の取得を行う。
 2 乙は、前項の甲の活動を支援する。

(費用負担)
 第10条 土地区画整理組合設立の認可が得られなかった場合、甲及び乙は協議の上それまでに要した費用のうち京田辺市の補助金を除いた額を確定する。残余の金額については、別途協議する。

【保存版】

「大住土地区画整理事業施行に係る業務の覚書」(写)

本覚書に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって速やかに協議し、その取扱いを定めるものとする。

本覚書の締結の証として、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各1通を所持する。

平成23年 3月29日

甲 住所 京都府京田辺市大住東村
 氏名 大住土地区画整理組合設立委員会
 代表取締役 小田 寿樹 印

乙 住所 京都市伏見区表町590番地の1
 氏名 代表取締役 牧草弘師 印
 TEL 075-611-5211



平成23年4月1日 調印式の様子 於京田辺市役所